

環境物品等の調達の推進を図るための方針

令和5年4月21日
金 融 庁

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、令和5年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

I. 特定調達物品等の令和5年度における調達の目標

令和5年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和5年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙 類

コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンタ用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー（汎用型） ステープラー（汎用型以外） ステープラー針リムーバー 連射式クリップ（本体） 事務用修正具（テープ） 事務用修正具（液状） クラフトテープ 布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。） 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット（玉） マグネット（バー） テープカッター パンチ（手動） モルトケース（紙めくり用スポンジケース） 紙めくりクリーム 鉛筆削（手動） OAクリーナー（ウェットタイプ） OAクリーナー（液タイプ） ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター（枠あり） 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ	
---	--

カッティングマット デスクマット ＯＨＰフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む。） のり（固形）（補充用を含む。） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム（台紙を含む。） つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 テープ印字機等用カセット テープ印字機等用テープ ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。） チョーク	
---	--

グラウンド用白線 梱包用バンド	
--------------------	--

3. オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

4. 画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 2段階基準が適用される品目については基準値2を満たす調達目標を100%とするが、可能な限り基準値1を満たすことを目標とする。
--	--

5. 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

6. オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-------------------	------------------------------

掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小型充電式電池	
----------------------------------	--

7. 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------------------------	------------------------------

8. 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 2段階基準が適用される品目については基準値2を満たす調達目標を100%とするが、可能な限り基準値1を満たすことを目標とする。
---	--

9. エアコンディショナー等

家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達の予定はない。
---	-----------

10. 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達の予定はない。
--	-----------

11. 照 明

LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 電球形LEDランプ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 2段階基準が適用される品目については基準値2を満たす調達目標を100%とするが、可能な限り基準値1を満たすことを目標とする。
---	--

12. 自動車等

乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ 乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 2段階基準が適用される品目については基準値2を満たす調達目標を100%とするが、可能な限り基準値1を満たすことを目標とする。
---	--

13. 消火器

消火器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-----	------------------------------

14. 制服・作業服等

制服 作業服 帽子 靴	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
----------------------	------------------------------

15. インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 2段階基準が適用される品目については基準値2を満たす調達目標を100%とするが、可能な限り基準値1を満たすことを目標とする。
--	--

16. 作業手袋

作業手袋	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
------	--------------------------

17. その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
---	------------------------------

18. 設 備

太陽光発電システム（公共・産業用） 太陽熱利用システム（公共・産業用） 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 節水機器 給水栓 日射調整フィルム 低放射フィルム	調達の予定はない。
テレワーク用ライセンス	調達の予定はない。
Web 会議システム	１件調達予定。※ライセンス更新のみ

19. 災害備蓄用品

災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源 ＊毛布 ＊作業手袋 ＊テント ＊ブルーシート	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
---	------------------------------

＊一次電池 (＊は他の分野と同品目)	
-----------------------	--

20. 公共工事

公共工事の中で基本方針に位置付けられた資材・建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

21. 役 務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。
食堂 自動車専用タイヤ更生	調達の予定はない。
自動車整備 庁舎管理 植栽管理 加煙試験 清掃 タイルカーペット洗浄 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送（自動車）	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

22. ごみ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。
------------	--------------------------

Ⅱ. 特定調達物品等以外の令和５年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

特定調達物品等以外の環境物品等を選択する際は、エコマーク、エコリーフ、カーボン・オフセット認証等を参考にし、環境負荷の少ない製品の調達に努めることとする。

Ⅲ. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 庁内にグリーン調達のための連絡会議（議長を総合政策局総括審議官、副議長を総合政策局秘書課長とする会議）を引き続き設ける。
2. 本調達方針は全ての部局を対象とする。
3. 調達の実績は、各品目ごとに取りまとめ、公表する。
4. 物品等の調達にあたっては、調達量ができる限り少なくなるように努める。
5. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
6. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
7. 全ての木質及び紙（間伐材、古紙を除く。）が、原料となる物品等の調達に当たり、合法性及び持続可能性の証明の確認を行う場合には、林野庁作成のガイドライン（平成１８年２月）に準拠して行うように努める。
8. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者及び公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
9. 事業者の選定にあたっては、その規模に応じて ISO14001 若しくはエコアクション 21（環境活動評価プログラム）等により環境管理を行っている者又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するものとする。
10. 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン購入を推進する。
11. 本調達方針に基づく担当窓口は、総合政策局秘書課管理室とする。